

令和2年8月21日

保護者様

千曲市立小中学校長
千曲市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の接触者となった場合の対応について

新型コロナウイルス感染に係る保健所の対応として、検査対象を広げて濃厚接触者に加えて接触者として特定する場合があります。接触者の対応につきまして、下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、感染の状況により、改めて通知を出します。

記

1 「接触者」とは

保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

2 学校への連絡

- (1) 児童生徒が保健所から接触者として特定された場合は、その状況について学校に連絡をしてください。
- (2) 接触者と特定され、心配で登校を見合わせる場合は、出席停止として扱います。欠席にはなりません。

3 保健所の対応

- (1) 接触者と特定した者に対して健康観察を実施します。
(接触者に特定された場合、保健所から保護者に連絡があります。学校にはありません。)
- (2) 必要に応じてPCR等の検査の実施を検討します。
- (3) 健康観察中に健康状態が悪化した場合には、保健所に報告するよう依頼します。
※ 健康観察の期間は感染者との最終接触から2週間です。

<参考>濃厚接触者

「濃厚接触者」とは、一般的に、感染者の感染可能期間に接触した者のうち、

- (1) 感染者と同居あるいは長時間の接触があった者
- (2) マスクなど必要な感染予防策をせず、1メートル程度の距離で、15分以上接触があった者のいずれかに該当した者をいいます。

※「感染者の感染可能期間」とは、「発症の2日前から入院等をした日まで」です。

※濃厚接触者の特定の判断は、保健所が行います。

【保護者の皆様へお願い】

新型コロナウイルス感染症にかかわって、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく不当ないじめ・差別等の人権侵害は決して許されるものではありません。また、SNS等による誣索や誹謗中傷も重大な人権侵害となります。

この感染症は注意をしても誰にも感染のリスクがあります。また、先行きが不透明で大変不安に思われている方も多くいと思いますが、正しい情報と知識に基づき、人権意識をもって冷静な判断と行動が望まれます。お子様へのご指導、よろしく願いいたします。